

平成二十八年一月二十八日提出
質問第一〇一〇号

厚生年金違法未加入の緊急対策に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

厚生年金違法未加入の緊急対策に関する質問主意書

平成二十八年一月二十六日受領の答弁書では、いわゆる厚生年金違法未加入二百万人問題に対する対応は、平成二十八年一月十三日衆議院予算委員会で塩崎厚労大臣が了解した緊急対策ではなく、「これまで行ってきた必要な取組を、引き続き、計画的かつ確実に行う」に過ぎないことが判明した。これでは解決までに推計約十七年もかかってしまう。あの委員会答弁は何だったのか。委員会答弁は虚偽と言わざるを得ないが、議事録を訂正するのか。どう対応するおつもりか。内閣の見解を問う。

また、国保の保険料滞納に対する差し押さえのうち、本来は社保、健康保険に入るべき人がどの程度いるのか、調査をしてほしいと要請したところ、安倍総理からは「国保の保険料未納により差し押さえを行う者のうち、どの程度が健康保険未加入の者であるかの調査についても、厚生労働大臣に検討させます」と答弁した。

それは具体的にいつまでに検討をさせるのか。検討に半年以上かからないと考えて良いか。せめて、期限の目途をお示し願いたい。

また、安倍総理は国民年金や国保の保険料滞納に対する差し押さえの前にすべき対応について「市町村で

国保の保険料滞納者などに対して就労状況を確認し、その状況を年金事務所に連絡するなど工夫ができないか、厚生労働大臣に検討させたいと思います。また国民年金についても、年金事務所で就労状況の確認を行わせるよう、厚生労働大臣に検討させます」と答弁している。

それぞれ具体的にいつまでに検討をさせるのか。検討に半年以上かからないと考えて良いか。期限の目途をお示し願いたい。

また、安倍総理は時効二年を超えて被害にあっている人の人数についての調査について「厚生労働省において、今後どのような実態把握が可能なのかについて検討させることにしたいと思います」と答弁している。

具体的にいつまでに検討をさせるのか。検討に半年以上かからないと考えて良いか。期限の目途をお示し願いたい。

前回の答弁書は非常に雑であると言わざるを得ない。質問事項一つひとつに丁寧にご答弁いただくことを切に願います。

右質問する。